

## 【大阪府公共事業における】景観形成の目標設定シート

当初作成	日付	2024/2/7	修正	日付	
	段階	基本設計		段階	
記入者	所属	住宅経営室 住宅整備課	担当者	島村	

事業概要							
事業名称	大阪府営阪南尾崎6丁目住宅建替事業			工事種別	新築		
敷地概要	事業地の位置	阪南市尾崎町六丁目					
	用途地域	第1種中高層住居専用地域			防火地域	準防火地域	
	敷地面積	2.94ha	建蔽率	60%	容積率	200%	
	その他制限等	高度地区（第2種）、浸水想定区域					
施設概要	事業種別	<input type="checkbox"/>	道路	<input type="checkbox"/>	河川	<input type="checkbox"/>	港湾
		<input type="checkbox"/>	ため池・水路	<input type="checkbox"/>	ダム	<input type="checkbox"/>	砂防
		<input type="checkbox"/>	公園緑地	<input checked="" type="checkbox"/>	公共建築物		
		<input type="checkbox"/>	その他				
	構造・規模	RC造 地上7、9~10階					
担当部署	設計担当	株式会社 偕設計		工事担当	-		
	施設所管	大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室住宅整備課					
1. 事業地の景観形成に関する指針や基準を確認する							
事業地の景観計画等	景観行政団体名	大阪府					
	景観計画名	大阪府景観計画					
	景観計画区域名	大阪湾岸区域					
景観計画区域に規定された景観形成の方針や規制内容（※該当の景観計画を確認し、主な規制内容を記載してください）	建築物の概形	周辺のまちなみとの調和を大切にしつつも、湾岸において魅力的なものとなるよう景観づくりを行う。					
	高さの最高限度	—					
	壁面位置	適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、海辺、親水空間、幹線道路等からの見え方やスカイラインに配慮する。					
	色彩	<p>外壁及び屋根等の基調となる色彩は、海辺の景観と調和し、かつ、著しく派手なものとしな。 色彩基準（外壁・屋根基本色）</p> <p>① R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度6以下、明度9未満</p> <p>② Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下、明度9未満</p> <p>③ その他の色相の場合、彩度2以下、明度9未満</p> <p>④ 無彩色の場合、明度9未満</p> <p>ただし、次に掲げるものはこの限りでない。</p> <p>・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合</p> <p>※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。</p> <p>・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合</p> <p>※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。</p> <p>・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合</p>					
その他	—						
『大阪府公共事業景観形成指針』における本事業に関連する内容の確認	確認状況	確認済み					

2. 良好な景観形成に寄与した公共事業の事例を確認する		
本事業の参考となる、良好な景観形成に寄与した公共事業の事例を確認（※他府県の事例でも良い）	事例とした施設名	大阪府宮田尻りんくう住宅、大阪府宮泉南岡田住宅
	（所在）	泉南郡田尻町、泉南市
3. 事業地周辺の景観の特徴を確認する		
事業地の立地特性や周辺のまちなみ・景観資源等の確認		
計画地周辺の地形上の特徴	大阪湾と車屋川に隣接	
計画地周辺の景観を構成する主要素	北側の海、西側の漁港、北東側の車屋川	
計画地周辺の景観を構成する特徴	住宅地、府営住宅、UR（賃貸、分譲）住宅	
道路（沿道）から計画地までの景観上の特徴	北側の海に沿って、各住棟が南北軸に配置されている。	
計画地周辺の照明等、夜間景観の特徴	住宅の建替えのため、住戸の光と街灯程度の落ち着いた雰囲気	
その他 ※地域の風土、歴史、文化等、景観形成に影響のある、地域の成り立ちに関する要素を記載		
事業地の周辺からの見え方の確認		
計画地を望む主な視点場	遠景	南海本線
	中景	府道鳥取吉見泉佐野線
	近景	尾崎漁港
計画地の見え方	遠景	低層住宅群の合間から住棟が確認できる。
	中景	住棟及び団地内へのアプローチが確認できる。
	近景	住棟及び敷地全体が確認できる。
4. 事業地周辺の景観の特徴を確認する		
施設の別	景観形成指針	景観に関する基本的な考え方
	<b>線形決定時の景観配慮</b> 線形は、周辺の地形や周辺の景観への配慮の観点を含む総合的な計画条件を検討して決定する。また、良好なまちなみなど地域の景観資源を活用し、歩行時や走行時の景観の変化や眺望に配慮する。	
	<b>地域の景観を乱さない構造の選択</b> 大規模な法面や盛土などの周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある構造は、できる限り避けるなど、地域の景観を乱さない構造を選択する。	
	<b>新設の橋梁</b> 橋梁の新設は、地域の特性に応じて、周辺の景観に対して配慮するとともに、地域の景観資源となるよう、主要な眺望点からの見え方を考慮する。	

道路	<b>高架橋</b> 高架橋は様々な角度から眺められる対象となることから、視覚的連続性に配慮するとともに、周辺景観に馴染ませる工夫を行い、圧迫感、威圧感を与えないように努める。	
	<b>舗装の新設・大規模改修</b> 舗装の新設及び大規模な改修は、安全面、機能面や環境面の配慮とともに、地域の特性に応じたデザインや素材の工夫に努める。	
	<b>電線類の地中化・無電柱化</b> 幹線道路などにおいては、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市防災の向上、及び歴史的景観の保全のために必要な場合は、電線管理者の協力を得て、電線類の地中化など無電柱化に努める。	
	<b>街路樹等による緑化</b> 道路景観を形成する重要な要素である街路樹等の緑化にあたっては、景観のアクセントとなるような効果的な配置を工夫する。また、地域や場所の特性を表現するため、在来樹種等の活用を検討するとともに、植栽を行う地域や場所の環境に応じて適正な樹種を選択する。	
河川	<b>人々が自然と触れ合える水辺の整備</b> 水辺に人々が集まる賑わい空間や交流の空間など、地域の特性や自然との共存、安全面に配慮しつつ、人々が自然とふれあえる水辺の整備に努める。	
	<b>生態系に配慮した自然と共生する川の整備</b> 地域の特性に応じて、清らかな水の再生、蛇行する流れ、瀬や淵などの多様な水辺の再生、護岸の素材の工夫などにより、生き物の生息の場（生態系）に配慮し、自然と共生する川をめざした整備を図る。	
	<b>緑地の保全、堤防等の緑化</b> 河川空間とその周辺地域を一体的に捉え、河川沿いの緑地の保全、堤防や河川敷、沿岸敷地等の緑化に努める。	
	<b>緑豊かで安らぎを与える水辺空間の形成</b> 水域、生物環境の保全・創造や、景観に配慮した緑豊かで人々に安らぎを与える水辺空間の形成を図る。	
	<b>府民に開かれた水辺空間の整備</b> 安全面に配慮した上で、海とふれあい、散策できる、府民に開かれた魅力的な水辺空間の整備を図る。	

港湾	<b>海辺への調和・活用</b> 埋立て行為の実施や沿岸の施設の整備の際は、海上からの眺めなど周囲の景観にも配慮し、海辺に調和するものとする。また、施設の配置等については、海への眺望の確保や広場の設置など、海辺を積極的に活用したものとする。	
	<b>個性的な景観資源の顕在化・活用</b> 歴史性、公園・緑地のアメニティ、産業景観（テクノスケープ）など、個性的な景観資源の顕在化と活用に努める。	
ため池・水路	<b>地域の景観拠点となる整備</b> 安全面に配慮した上で、人々が水と緑に親しむオアシスとして、地域の景観拠点となる水辺空間の整備に努める。	
	<b>固有の歴史や生物等を活かした景観形成</b> 地域の特性に応じ、池固有の歴史や生物等を活かした個性的な景観形成に努める。	
	<b>自然との調和、緑豊かな整備</b> 自然と調和し、生き物を育む緑豊かな水辺環境の整備に努める。	
	<b>周辺地域が一体となった環境保全</b> ため池や水路周辺の地域が一体となった水辺環境保全への取組みを進める。	
ダム	<b>地形改変の抑制・生態系の保全・回復</b> ダムとそれに付属する付替え道路等の建設にあたっては、自然環境への影響は可能な限り回避・低減・代償するため、地形改変を最小限にするとともに、植生や生態系の保全、回復に努める。	
	<b>良好な水辺空間の創造・維持管理</b> 地域にふさわしい整備や保全を地域の協力を得ながら進め、良好な水辺空間の創造や維持管理に努める。	
砂防	<b>自然景観への調和</b> 構造物等は周囲の自然景観に調和するように努める。	
	<b>緑豊かな斜面整備</b> 既存の樹木・樹林の保全や植生回復等により、緑豊かな斜面整備やグリーンベルトの整備を行う。	
	<b>周辺の緑や水辺との連続性</b> 都市における緑の拠点として、緑豊かな都市林を形成するとともに、周辺の緑との連続性、ため池や川、海などの水辺との連続性に配慮する。	

公園緑地	<b>広場や樹林の永続的確保・緑の育成</b> 文化やスポーツなど、多様な機能の導入にあたっては、広場や樹林の永続的確保と緑の育成を最大限に尊重する。	
	<b>地域に根差した公園整備・個性的な公園の創造</b> 公園の立地する地域の歴史や生態系などの特性を把握し、地域に根ざした公園をつくとともに、安全面に配慮した上で、緑と施設の配置バランスや周辺地域を意識したデザインを行うなど、個性的で魅力的な公園を創造する。	
公共建築物	<b>景観づくりの手本としての景観形成</b> 周辺景観との調和、道路との一体的な景観形成、地域性を活かしたデザインなど、景観づくりの手本として良好な景観形成を行う。	<b>行う</b> 周辺環境に配慮し、一体性のある配置計画とする。
	<b>設備関係附帯物の外観配慮</b> 建築物周辺の附帯物（高架水槽、ダクト類、エアコン室外機等）については、建築物との一体化や敷地の外から見えない位置への配置など、外観に配慮する。	<b>配慮する</b> 敷地外からの見え方に配慮した配置計画とする。
	<b>開かれた外部空間づくり</b> 上部利用可能な施設の上部利用や広場の設置など、周辺景観と調和し、開かれた外部空間づくりを進める。	<b>検討中</b> 周辺住民も利用可能な公園を検討中。 また、海側の景観に配慮した広場も検討中。
	<b>駐車場・ごみ置き場等の外観配慮</b> 駐車場、駐輪場及びごみ置き場等を敷地の外から見える場所に設置する場合は、植栽により修景し、又は建築物等と一体化するなど、外観に配慮する。	<b>配慮する</b> 植栽により府営住宅外からの景観、住棟からの導線及び回収業者の車両導線にも配慮した配置計画とする。
	<b>緑化等による環境配慮</b> 敷地内の緑化等を推進することでヒートアイランド対策など環境に配慮し、都市のアメニティ創造並びに景観向上に努める。	<b>努める</b> 人や車両導線以外は極力緑化する。 また、一部駐車場も芝生を植えることで緑化率を増加。
	<b>植栽する樹木の位置、種類、形状等</b> 敷地周辺にある緑との連続性や安全面等に配慮しつつ、道路に面する敷地に緑を適切に配置する等、植栽する樹木の位置、種類、形状等を検討する。	<b>検討する</b> 塩害での枯れ、強風での倒木に配慮した樹種の選定、安全性を考慮した配置にする等の検討をする。
	<b>適切な維持管理・耐震改修時の外観配慮</b> 適切な維持管理を行い、外観を美しく保つとともに、耐震改修等の際にも、外観に配慮する。	<b>該当なし</b>

4-2. 共通指針のチェック		
※該当する構成要素の指針のみ記入してください		
構成要素の別	景観形成指針	景観に関する基本的な考え方
斜面・法面	<b>勾配</b> 緩やかな勾配の採用により圧迫感を和らげる。	該当なし
	<b>周辺地形との連続性</b> 周辺の地形との連続性に配慮する。	該当なし
	<b>地域の自然生態系に配慮した緑化</b> 植栽可能な勾配であれば、緑化により表面処理を行い、与える印象を和らげるよう努める。その際、郷土種等を用いるなど、地域の自然生態系に十分配慮する。	該当なし
	<b>法枠工の場合</b> 法枠工を採用する場合にも上記と同様の配慮を行う。	該当なし
擁壁	<b>高さ</b> 高さを可能な限り抑え、圧迫感を和らげる。	該当なし
	<b>規模・デザイン</b> 周辺景観と調和した規模、デザインとなるよう配慮する。	該当なし
護岸	<b>水辺に近づきやすい形態</b> 安全面に配慮した上で、階段状としたり、緩勾配にするなど水辺に近づきやすい形態となるよう配慮する。	該当なし
	<b>周辺景観との調和</b> 周辺景観と調和したデザインとなるよう配慮する。	該当なし
	<b>緑化</b> 緑化を施すことにより、与える印象をやわらかくするよう努める。	該当なし

舗装	<b>地域の特性に応じたデザインや素材</b> 安全面、機能面や環境面の配慮とともに、地域の特性に応じたデザインや素材の工夫に努める。	<b>努める</b> 隣接した住宅、漁港等周辺地域との調和を図る。
	<b>部分的な復旧時の配慮</b> 埋設物の維持管理等で部分的に舗装を復旧する場合、できる限り従前の舗装と違和感が生じないよう配慮する。	<b>該当なし</b>
附属物	<b>防護柵、防音壁等</b> 防護柵、防止柵や防音壁は周辺景観に対して目立ちすぎない形状とし、また、地域特性に応じた適切な色彩とするよう配慮する。	<b>該当なし</b>
	<b>高架道路の付属物</b> 眺望の期待できる高架道路等における付属物等については、安全性、機能性を確保しつつ、地域の状況に応じて、眺望の確保に努める。	<b>該当なし</b>
	<b>道路占用物、設備類等</b> 道路占用物、設備類等は周辺景観や他の構造物との一体的な調和を図るよう配慮する。	<b>該当なし</b>
	<b>彫刻、モニュメント</b> 彫刻、モニュメント等の設置にあたっては、設置場所の空間特性に配慮する。	<b>該当なし</b>
	<b>照明方法、夜間景観への配慮</b> 照明施設は、周辺の状況に応じた照明方法等により、夜間景観が良好となるよう配慮するとともに、光による害が生じないように努める。※ [照明方法、夜間景観への配慮] においては、色温度についても配慮すること。	<b>努める</b> 周辺住宅の屋内への影響に配慮した照明の設計とする。
	<b>照明施設のデザイン</b> 照明施設の器具や支柱等のデザインは、周辺の自然やまちなみ等の景観に調和するよう配慮する。	<b>配慮する</b> 周囲の自然環境の調和に配慮したデザインとする。
	<b>標識・サイン等</b> 標識・サイン等は、掲出場所に留意し、分かりやすく、統一性のある質の高いデザインを採用したうえで、数や規模を必要最小限とするよう努める。	<b>努める</b> 必要最小限の配置とする。

緑化	<b>緑化基準</b> 大阪府自然環境保全条例に定める府有施設等の緑化基準の達成に努めるとともに、民間施設のモデルとなる緑化に努める。	<b>努める</b> 大阪府の緑化基準を採用し、海と緑の調和を図り、自然豊かな土地を形成する。
	<b>既存施設における緑化</b> 既存施設についても計画的な緑化を推進し、府有施設等緑化推進計画の達成に努める。	<b>該当なし</b>
	<b>緑化効果の大きい場所での緑化</b> 駅前や街の中心部などの緑化効果の大きい場所においては、それぞれの場の個性を形づくるシンボリックな高木の植栽や、四季の彩りを演出する花壇などを整備する。	<b>該当なし</b>
	<b>緑視率の増加・周辺地域の緑との連続性</b> 街全体が緑であふれるような景観づくりを進めるため、建造物の屋上や壁面の緑化、法面や擁壁の緑化などを推進し、緑視率の増加を図るとともに、周辺地域の緑との連続性に配慮し、きめ細かな広がりのある緑の形成に努める。	<b>該当なし</b>
	<b>地域のシンボルとなる樹林や樹木の保全</b> 地域のシンボルとなる樹林や樹木は極力保全し、景観要素として積極的に活用する。	<b>該当なし</b>
	<b>植栽基盤の整備・育成に応じた剪定等</b> 植物が健全に成長するために必要な植栽基盤の整備を行うとともに、維持管理の際に必要な剪定や枝打ちを行う場合には、樹木本来の姿を見極めて、生育に応じた樹形を美しく見せるよう配慮する。	<b>配慮する</b> 塩害、強風に強い樹種を選定し、樹木の成長に配慮した整備計画を行う。
	<b>維持管理、改修、建替時の緑の機能保全</b> 施設の維持管理、改修、建替の際には、生物の生息環境となっている緑等の機能保全に配慮する。	<b>配慮する</b> 防草シートの採用や適切なマルチングを行い、剪定や雑草管理の低減を計ることで生物の生息環境を乱さないよう配慮する。
	<b>5. 計画地の景観上、最も重要なポイントを確認する</b> ※1～3の確認結果を踏まえ、計画地の景観上、重要なポイントを記載してください	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の街並み、湾岸との空間の調和を図った計画とする。</li> <li>・ 建物の外観を長期維持するため、環境に適した素材を使用する。</li> </ul>		



6. 景観形成の目標（景観に関する考え方）を立てる	
※1～5の確認結果を踏まえ、本事業における景観に関する考え方について記載してください	
No	内容
1	建築物は周辺地域との調和に配慮したデザイン、配色を採用する。
2	尾崎漁港からの見え方も考慮し、周辺環境と一体となるような景観づくり行う。
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

(必要に応じて、行は調整してください)